

文京区の「経営環境変化対策資金」の要件を満たし、かつ、東京都の「経営一般」の要件を満たす方は、
区の利子補給と都の信用保証料の1／2の補助が受けられる場合があります。

【併用する場合の制度概要】

保証申込制度名
融資対象

東京都中小企業制度融資「経営一般」

以下のすべてに該当する方

- ①文京区の融資あっせんの基本要件を満たし、かつ、東京都の「経営一般」の要件を満たすこと
- ②直近3か月間の売上高が前年同期比10%以上減少していること
- ③従業員要件が下記に該当していること

業種	従業員数
製造業等	20人以下
卸・サービス(※)・小売業	5人以下

※サービス業のうち宿泊業・娯楽業は従業員数20名以下が対象になります。

資金使途
融資限度額
返済期間
融資・償還方法
契約金利・利子補給
本人負担率
信用保証

運転・設備
3,000万円（代表者が区民の場合は3,600万円）
元金据置12か月以内を含む8年以内
証書貸付・元金均等返済
1.9%・1.7%
0.2%
東京信用保証協会の信用保証が必要です。
（東京都が信用保証料の2分の1を補助します）

注 意 事 項

以下の場合、区の融資のみとなります。（東京都からの信用保証料の補助は受けられません）
・「直近3か月間または1年間の営業利益」または「1年間の売上高」が10%以上減少した場合
・「直近3か月間の売上高」が10%以上減少した場合で、従業員要件に該当しない場合
・東京信用保証協会の審査により、要件に該当しない場合

【お申込みの流れ】

文京区で「経営環境変化対策資金」の
あっせん書の交付を受ける

東京商工会議所文京支部にあっせん申込 → あっせん書交付
※あっせん書交付時に、信用保証料の補助を受けるための必要書類となる、
「経営一般」該当届もお渡しします

金融機関に融資申込
信用保証協会に保証申込

金融機関に必要な書類を持参し融資申込 →
金融機関から東京信用保証協会へ信用保証の申込み
（制度名：経営一般） ※上記必要書類に**「経営一般」該当届**が必要になります。
→ 融資可否の決定・実行
（融資が実行された場合に、東京都が信用保証料の2分の1(3分の2)を補助）

保証承諾・融資実行

金融機関から文京区へ、融資可否の結果を報告
→ 文京区から四半期ごとに、金融機関を通して利息の一部を補給

【お問い合わせ先】

【区制度に関すること】 文京区 経済課 産業振興係 ☎：03-5803-1173
【都制度に関すること】 東京都 産業労働局 金融部 金融課 ☎：03-5320-4877